



# いろはとかえでの けんぽ相談室

協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター  
健康いろは & 健康かえで

## 被保険者が退職後も 健康保険へ継続加入したいとき

### 健康保険任意継続 編

#### Q1.

健康保険の任意継続に加入するための条件はどのようなものですか？

次の2つの条件を満たすことが必要です。

- ① 資格喪失日の前日(退職日)までに健康保険の被保険者期間が**継続して2か月以上**あること
- ② 資格喪失日(退職日の翌日等)から**20日**(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

※郵送による提出の場合は書類到着が20日以内となります。

#### Q2.

任意継続の保険料と国民健康保険の保険料の特徴はなんですか？

任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額に基づいて決定され、保険料は原則2年間変わりません。

また、扶養家族の方の保険料はかかりません。

国民健康保険の保険料は、「前年の所得などに応じて決定」、「国民健康保険の世帯人員数に応じて決定」、「保険料の減免制度あり」などの特徴があります。

市区町村によって保険料の算定方法が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問合せください。

#### Q3.

任意継続の資格取得の申請方法は？

「任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入の上、お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部に資格喪失日(退職日の翌日)から**20日以内**にご提出ください。

資格取得と同時に、ご家族を被扶養者として手続きする場合は、資格取得申出書の「被扶養者届」欄をご記入の上、提出してください。(扶養の事実が確認できる書類の添付が必要な場合があります。)

#### Q4.

「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してから、保険証が送付されるまでの間に医療機関等で診療を受ける場合は、どのようにすればよいですか？

任意継続の**資格取得日は、退職日の翌日**になります。保険証が届くまでの期間も、健康保険給付の対象となりますのでご安心ください。

保険証が送付されるまでの間に医療機関で診療を受けて、医療費を全額ご負担された場合には、**保険証がお手元に届きましたら、「療養費支給申請書」を協会けんぽ支部にご申請ください。**保険者負担分をお支払いいたします。

#### Q5.

保険料はいつからかかりますか？

保険料は**加入した月から**必要となります。また、**保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。**加入が月初めでも月末でも同じ1か月分の保険料を納めていただくこととなります。

#### Q6.

加入期間中に、任意継続をやめて「国民健康保険」または「家族の健康保険(被扶養者)」加入することはできますか？

2022年1月1日以降は任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失することができます。

任意継続の資格を喪失する場合については、裏面をご参照ください。

詳しい制度説明は裏面をご覧ください ➡

# 退職後の健康保険（任意継続被保険者）

## 退職後の健康保険への加入

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの医療保険制度への加入が義務づけられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかに健康保険の加入手続きをする必要があります。

	①健康保険任意継続（協会けんぽ）	②国民健康保険	③ご家族の健康保険の被扶養者
加入要件	(1)健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上あること (2)退職の翌日から20日以内に <sup>※</sup> 申出書を提出(必着)すること <small>※20日目が営業日でない場合は翌営業日まで</small>	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き方法	住所地の都道府県の協会けんぽ支部へ、資格取得申出書を提出	お住まいの市区町村役場の担当課でお手続き	ご家族の勤務先の事業所を通じてのお手続き
保険料	下記参照	前年の所得などにより決定	被扶養者の負担は無し

## 協会けんぽの任意継続被保険者（上図①）

退職などにより協会けんぽの被保険者資格を喪失したときは、下記の①、②の要件を満たしている場合、協会けんぽの健康保険に引き続き加入することができます。

- ①資格喪失日の前日(退職日)までに、被保険者期間が継続して2か月以上あること。  
②資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。

**加入期間** 最長で2年間です。

**資格喪失**

任意継続被保険者は以下①～⑥のいずれかに該当する場合にのみ、資格を喪失します。（2022年1月1日付制度改正後）

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| ① 任意継続被保険者となったときから2年を経過したとき           | ④ 被保険者が亡くなったとき   |
| ② 保険料を納付期日までにお支払いしただけなかったとき           | ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者等になったとき  |
| ③ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき | ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望することを申し出たとき(申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失します。) |

## 任意継続の1か月の保険料

$$\text{任意継続の保険料} = \text{退職時点の標準報酬月額} \times \text{お住まいの都道府県支部単位保険料率}$$

- 任意継続の保険料は全額自己負担となるため、目安としては事業所にお勤めの頃の保険料の約2倍となります。（上限あり）
- 被扶養者の方の保険料は発生しません。

## 任意継続加入中の健康保険給付について

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付（傷病手当金・出産手当金を除く）が受けられます。

## 提出書類 健康保険任意継続被保険者 資格取得申出書

### 《任意》

- 退職日の確認ができる書類  
(申出書の「健康保険資格喪失証明欄【事業主記入用】」への記入、退職証明書(写)、雇用保険被保険者離職票(写)等)

### 《必須》※被扶養者となる方がいる場合

国内在住の方	在職時より引き続き被扶養者となる場合	任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
被保険者と同居	○収入を証明する書類 ※1	○続柄を証明する書類 ○収入を証明する書類※1 ○同居していることを証明する書類
被保険者と別居	○収入を証明する書類※1 ○仕送りの事実と仕送り額の確認ができる書類※2	○続柄を証明する書類 ○収入を証明する書類※1 ○仕送りの事実と仕送り額の確認ができる書類※2

※上記書類の添付がなくてもお手続きできます。上記書類を添付いただきますと、保険証の早期発行(1週間から10日程度)が可能となります。

※1 16歳未満の場合は添付不要(学生でも16歳以上の方は添付が必要)

※2 16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要(16歳以上の学生の場合は職業欄に「学生」と記入してください。)

- 扶養認定を受ける方が海外在住の場合(海外特例)の添付書類については、申請書の手引きやホームページをご参照ください。

申請期限：資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内